

大阪府御中

コーポレート・カタリスト・インディア・
プライベート・リミテッド

インド投資環境レポート 2月

<インドでの最近の動向>

インド政府は、株式の売却を通じて約 44 億ドルを調達

政府は株式の売却を経て、約 44 億ドルを調達した。これは、株式売却スキームを通じて得られる最も高い金額である。今年度の政府は、売却収入から約 83 億米ドルを予算計上した。そのうち 30 億米ドルは戦略的売却によるものであった。

インドのスマートフォンユーザー数は 2016 年に 3 億人を突破

インドのスマートフォンユーザー数は 2016 年に 3 億人を超え、市場は 18%成長した。この成長は、Vivo、Oppo、Lenovo、Xiaomi などの中国のメーカーによってもたらされたものである。世界のスマートフォン市場の伸びは 3%に過ぎず、中国のブランドは、スマートフォン市場全体の 46%に貢献したことになる。また、初めてインドのブランドがトップ 5 から外れ、ランク外となった。インドでは 2016 年に約 8,300 万台のスマートフォンが製造され、前四半期には国内で 4 台のうち 3 台がインド国内で製造された。

SEZ からの輸出額は、2016 年 4 月～9 月で 387 億米ドルに達した

特別経済区 (SEZ) からの輸出高は、今年度の 4 ～9 月期に 386 億 7,000 万ドルに達した。輸出に貢献した州は、グジャラート州、カルナタカ州、タミル・ナードゥ州、マハラシュトラ州、テレンガナ州、ウッタル・プラデーシュ州である。この間、1688 万人の雇用が創出され、5907 万ドルが投資された。

自動車販売台数は 1 月に前年比 11%増、乗用車の売上台数は 1 月に前年比 14%増

昨年の高額紙幣廃止の影響がなくなり、景気回復への道を示すものとして、インドの乗用車 (PV) の売上台数は 1 月に前年比 14%増加し、今年度の自動車産業は 2 桁の成長率を達成することが期待されている。一方で、乗用車を含めた自動車全ての売上台数は、2016 年 1 月において、1,700,141 台から 1620,045 台となり、前年比 4.71%減となった。

政府は SBI と 5 つの関連銀行の合併を承認

政府はインドステイト銀行 (SBI) の子会社の銀行、すなわちビカネールとジャイプールの州銀行、ハイデラバードの州銀行、マイソールの州銀行、パティリアの州銀行、トラヴァンコールの州銀行の買収を承認した。この合併により、運用効率の向上と資金コストの削減が期待されており、初年度に 1 億 4,700 万ドル以上の経費削減が見込まれている。

インドの外貨準備高は 16 億ドルの増加

インドの外貨準備高は、16 億ドル増加し、2 月には 3630 億ドルに達した。この上昇は、1 月と 2 月の最後の数週間に及ぶ外貨準備高の小規模な持ち直しによるものである。外国人投資家は、2 月のわずか 2 週間の間にイ

インド株式市場と債券市場に 8 億 5,700 万米ドルを投じた。

日本の JERA は ReNew Power の株式 10%を取得

インドのグリーンエネルギースペースに関与する日本の試みの一環として、JERA Co.,Inc. (JERA) は ReNew Power Ventures Pvt.Ltd のアンカー投資家になっている。ゴールドマン・サックスとアブダビ投資庁の支援を得て、同社の新規株式公開が提案された。JERA は ReNew Power の株式 10%を 2 億ドルで取得し、同社を 20 億ドルと評価した。

都市の炭素排出量を削減するために 118 億ドルの投資

政府は都市部の二酸化炭素排出量を削減し、ウォーキングとサイクリングを促進するために、今後 5 年の間に 8,000km の舗装道路を建設し、106 都市にさらに多くの自転車専用道路を設置するロードマップの準備を開始した。この制度には約 118 億ドルの投資が含まれ、約 300 万人の都市人口に利益をもたらすと考えられている。第 1 段階では、人口 50 万人以上の都市が対象となっている。

<インドの規制環境> 外国為替管理

1. 1999 年外国為替管理法(FEMA)

インドでの外国為替取引は 1999 年外国為替管理法(FEMA)によって規制されている。FEMA に関連する規制の多くは中央政府との協議を経て、RBI が策定し、通達を定期的に行う。FEMA の規則においては、認可された業者のみが外国為替及び外国証券取引を認められている。

2. FEMA 適用対象取引

・資本勘定取引

(1) 居住者による資本勘定取引

外国証券投資、外国不動産の譲渡、通貨及び紙幣の持ち出し・持ち込み・保有等

(2) 非居住者による資本勘定取引

内国法人もしくは事業体発行証券への投資、インド国内の不動産の取得・譲渡、資本取引による国外向け送金等

・経常勘定取引

(1) 承認不要な経常勘定取引(所定限度額を超えない範囲で RBI の承認なく外貨の持ち出しが可能)

ネパール・ブータンを除く外国への訪問費用、寄贈、寄付、就労目的、留学費用、法人設立準備経費の返還等

(2) 政府の事前承認が必要な経常勘定取引(政府の承認があれば、外貨の持ち出しが可能)

文化的な目的を持つ海外巡業、複合輸送事業者による国外代理店向け送金、観光促進や海外投資を目的とした、州政府・公営企業による海外の印刷メディアへの広告出稿等

(3) 禁止対象になっている経常勘定取引(外貨の持ち出し禁止)

宝くじの賞金の送金、RBIより規制されている特定の非居住者が保持する口座の利息収入の送金、RBIより規制されている特定の輸出に係る手数料の支払い、宝くじやサッカー賭博のための送金等

・輸出入管理制度

インドの貿易取引はインドの全輸出入のことを指している。インドで輸出入業を行う場合、インド商工省商務局・外国貿易部(DGFT)より登録番号と輸出入業者コード(IEC)を取得することが必須となっている。これらを取得することなしに、商品の通関手続を行うことができない。

(1) 輸出入規制

インドへの輸出入は1999年に施行された外国為替管理法の適用を受ける。RBIはインドの輸出入に関して下記のような通達を発行している。

インドへの輸入におけるインド準備銀行(RBI)の役割	インドからの輸出におけるインド準備銀行(RBI)の役割
①一般的指針	①代金の受払方法
②輸入ライセンス	②商品・ソフトウェア・サービス輸出代金の回収と送金
③外国為替の取引当事者に関する義務	③外貨口座
④輸入代金支払いの決済期限	④輸出代金の前払い
⑤輸入取引における第三者決済	⑤委託販売貿易
⑥金の輸入	⑥経済特区(SEZ)等からの商品輸出
⑦輸入ファクタリング	

(2) インドでの関税規則

インドにおいての関税は、インドへの輸入品及びインドからの輸出品に賦課される税のことである。関税の規則はインド財務省中央物品税関税局(CBEC)が管轄権を有する。関税の賦課と徴収に関しては1962年施行の関税法の規定が適用されており、税率は1975年施行の関税率法によって規定されている。輸入関税の課税時点は輸入商品に関する通関時点である一方、輸出関税は、インド領海線を通じた時点で課税される。

(3) 関税の種類

基本関税(BCD)	品目の性質に関わらず課税される基本的な関税である。
特別追加関税(SAD)もしくは相殺関税(CVD)	SAD は、国内での販売に課税される付加価値税や販売税に対応し、CVD は国内で製造した製品に課税される物品税に対応している。
反・ダンピング税	中央政府が特定の輸入においてダンピングを目的としていると判断した場合に適用される。
セーフガード税	大量の製品が輸入されることによって国内産業に重大な影響が出る場合に適用される。
保護関税	国内産業の保護を目的として、輸入商品に適用される。
税関による国家災害偶発税(NCCD)	課税対象は、パンマサラ、噛みたばこ、葉巻である。
教育目的税	国内における教育の普及を目的として課される税金である。関税総額に対して所定の税金が適用される。